

山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市条例第3号

山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

山鹿市職員の育児休業等に関する条例（平成17年山鹿市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。